２０２６年11月5日
一般社団法人中央日本総合観光機構

企画競争実施の公告

次のとおり、企画提案（プロポーザル）を募集します。なお、本件は、一般社団法人中央日本総合観光機構が日本政府観光局に申し込んだ New York Travel & Adventure Show（NYTAS）への出展決定を前提とします。出展者として選定されなかった場合、本入札は中止又は無効となる場合があります。なお、出展可否が確定した場合は、速やかに通知します。

１．　業務概要

① 業務名
米国市場向け誘客事業「海外展示会」

② 業務内容
別紙「仕様書」による

③ 履行期限
2027 年 1 月 29 日（金）

２．企画競争参加資格要件

参加者は、次の各号に掲げる資格要件をすべて満たすものとする。

① 国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置を受けていない者であること。
② 本業務を適切に遂行するに足りる組織体制及び業務遂行能力を有すること。
③ 国又は地方公共団体等が定める法令、規則等を遵守していること。
④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、裁判所による更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている場合を除く。
⑤ 手形交換所による取引停止処分その他これに類する経営不振の状態にないこと。
⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと。
⑦ 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者その他反社会的勢力に該当しないこと。また、反社会的勢力との関係を有していないこと。
⑧ 本業務の遂行に当たり知り得た情報について、適切な情報管理及び秘密保持を行う体制を有すること。特に個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守できる体制を整備していること。
⑨ 本業務に関し、発注者及び関係機関との協議・調整に適切に対応できる能力及び実施体制を有すること。
⑩ 2023 年度から 2025 年度において国、地方公共団体、DMO その他公的機関等が発注する類似業務を受託した実績を有すること。
⑪ その他、本事業の趣旨及び目的を十分理解し、誠実に業務を遂行できる者であること。

３．支払条件及び提案上限額

①支払条件

委託者は、本事業に係る経費について、業務完了後に受託者が発行する請求書に基づき、2027 年２月末までに一括して支払うものとする。

②提案上限額

３,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

４．提出書類

①入札参加意思表明書

参加を希望する場合は、入札参加意思表明書（添付様式）を次のとおり提出するものとする。

(ア) 提出期限：2026 年 11 月 12 日（木）午後４時必着

(イ) 提出方法：持参又は郵送による。持参の場合の受付時間は、平日の午前 10 時から午後４時までとする。郵送の場合は、書留等、配達を証明できる方法によること。

(ウ) 提出先：一般社団法人 中央日本総合観光機構 マーケティング部

〒460-0003 名古屋市中区錦 3-6-34 太陽生命名古屋ビル 6F

②企画提案書作成要領及び提出等

（ア）作成要領

Ａ）用紙は、原則としてＡ４判（必要に応じてＡ３判の折り込みも可）を両面使用し、縦置き・横書き（横とじ）とすること。ただし、図表等の表現上の都合により、用紙又は記述方法の一部を変更することは差し支えない。

Ｂ）ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

Ｃ）審査の公正を期すため、企画提案書の副本には、会社名、住所及びロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること。

（イ）企画提案書

Ａ）提出部数：５部（正本：社名あり５部、副本：社名なし５部）

Ｂ）企画提案書の構成

I. 表紙

II. 企画競争参加者の概要等（概要及び担当者の氏名・連絡先）

III. 業務に係る提案（事業実施による想定効果を含むこと）

IV. 事業実施スケジュール

V. 業務実施スタッフの業務内容並びに実施体制図

VI. 再委託の有無及び予定、再委託先の概要（委託者の承諾を要するものに限る）

VII. 事業実施実績（直近５年の類似業務に限る）

VIII. 見積書(概算かつ消費税・地方消費税は含むこと)

（ウ）審査の公正を期すため、企画提案書の副本には、会社名、住所及びロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること。

（エ）提出期限：2026 年 11 月 18 日（水）午後４時必着

（オ） 提出方法及び提出先

A）提出方法：持参又は郵送による。持参の場合の受付時間は、平日の午前 10 時から午後４時までとする。郵送の場合は、書留等、配達を証明できる方法によること。なお、提案は１社につき１件までとする。

B)提出先：一般社団法人 中央日本総合観光機構 マーケティング部

〒460-0003 名古屋市中区錦 3-6-34 太陽生命名古屋ビル 6F

③その他

(ア) 提出された書類は返却しない。

(イ) 企画提案書の部分的な差替えは認めない。

(ウ) 提案を取り下げる場合は、取り下げ願い書を提出するものとする。

(エ) 提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書を提出し、取り下げるものとする。

(オ) 取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

(カ) 提案に要する一切の費用は提案者の負担とする。

(キ) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書等を無効とする。

(ク) 見積書については、本業務に係る所要経費を全て見積るとともに、見積りの根拠となった所要経費の内訳や単価・数量を明示すること。（一式記載は原則不可）

５．企画競争に関する質問

① 質問期間：2026 年 11 月 17 日（火）正午まで

② 提出方法

説明書等の内容について質問がある場合は、任意の様式により、電子メール（「９． 問い合わせ先」に記載のアドレス宛て）で提出すること。なお、件名は「米国市場向け誘客事業（海外展示会）に関する質問」とすること。

③ 質問書に対する回答：質問者に対して、原則として 2026 年 11 月 18 日（水）午後５時までに電子メールにより回答する。

６．最優秀提案者の決定

① 審査方法

審査は、企画提案書の内容を基に、委託者が審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

② 提案書評価基準

(ア) 海外展示会事業において、事業主体の要請する内容を満たしているか。

(イ) 海外展示会事業において、提案された活動内容に十分な効果が見込まれるか。

(ウ) 提案された手法・メニューに係る経費見積・予算規模は妥当か。

(エ) 事業を安定的に遂行する実施体制を有しているか。

(オ) 事業実施スケジュールは妥当か。

(カ) 過去の受託実績、業務実績等に鑑み、本委託業務遂行の見込みがあると認められるか。

③ 結果の通知（予定）

(ア) 2026 年 11 月 27 日（金）までにすべての提案書提出者に対し通知する。
(イ) 最優秀提案者として選定されなかった者からの選定理由に関する説明の求めには応じない。

７．契約の締結

最優秀提案者と、提出された企画提案書を踏まえて協議を行い、協議が整った場合は、事業予算の範囲内で契約を締結する。この協議において、提出された企画提案書の内容等を一部変更する場合がある。また、最優秀提案者との協議が整わない場合は、次点の提案者と協議の上、契約を締結する場合がある。

- 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨
- 契約保証金：免除する。
- 契約書作成の要否：要

８．その他留意事項

① 本事業に関する情報については、機密を厳守し、無断で第三者に漏えいし、又は目的外に利用してはならない。
② 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
③ 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
④ 本事業の履行により生じた成果物に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、委託者及び本事業の連携先に帰属するものとする。
⑤ 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
⑥ 本事業に係る契約に係る金銭の支払に用いる通貨は日本円とする。海外で実施する事業における為替リスクは受託者において負担すること。
⑦ 受託者は委託者及び連携先と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議の上、その指示に従って進めること。

９．問い合わせ先

一般社団法人 中央日本総合観光機構 マーケティング部
担 当：山田、伊藤
住 所：〒460-0003 名古屋市中区錦３－６－34 太陽生命名古屋ビル 6F
電 話：052-602-6651　ＦＡＸ：052-756-2727
メール：info@go-centraljapan.jp

（別紙）

仕 様 書

１． 事業名

米国市場向け誘客事業「海外展示会」

２． 事業目的

本事業は、海外展示会への出展を通じて現地におけるBtoCプロモーションを強化し、米国市場における旅行意欲の高い層に対し、中央日本エリアの認知度の向上、同エリアへの訪問意欲の喚起及び誘客の拡大を図るとともに、中部国際空港を玄関口とした中央日本エリア内の周遊を促進することを目的とする。

３．業務内容

受託者は、海外展示会に出展し、米国市場の一般消費者及び訪日旅行関係事業者に対し、中央日本エリアの認知度の向上及び同エリアへの訪問の促進を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。本事業の実施に当たっては、一般社団法人中央日本総合観光機構（以下「委託者」という。）及び連携先と緊密に連携し、各業務に着手する前に、委託者及び連携先と協議すること。また、業務の実施方法等について調整の必要が生じた場合又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者及び連携先と十分に協議した上で実施すること。

① 出展に係る申込み

出展する海外展示会は、次に掲げる旅行博とする。日本政府観光局（以下「JNTO」という。）が募集する共同出展者への申込みは、委託者が行うものとする。

（ア）旅行博名

Travel & Adventure Show (New York)

（イ） 開催期間

2027年1月23日（土）～1月24日（日）2日間

（ウ） 開催場所

Jacob K. Javits Convention Center

（エ）ブース数

１テーブル（２名収容程度のスペース）

② 参加費の支払い

旅行博への出展に係る参加費は、受託者がJNTO又はJNTOから委託を受けた事業者に支払うものとする。参加費は次のとおりとし、支払いに係る手数料その他必要な費用を含め、見積書に内訳を明記すること。

・参加費：103,500円/1テーブル

③ 出展ブースの装飾及び備品等の手配

・出展ブースの装飾は、中央日本エリアの魅力及び中部国際空港を玄関口とした広域周遊を効果的に訴求するコンセプト及びデザインとし、その設定理由を併せて提案すること。なお、JNTOが定める規定の範囲内において、統一感及び視認性を確保し、来場者の興味及び関心を喚起する装飾とすること。

・装飾の対象は、出展する１テーブル及びその周辺の使用が認められたスペースとする。

・受託者は、中央日本エリアの観光資源及び中部国際空港を玄関口とした広域周遊を訴求する英語表記の掲示物並びにテーブルカバー等の装飾物を制作又は調達すること。

・掲示物は、中央日本エリアの名称及び訴求内容を来場者が容易に確認できるものとし、パンフレットの配布及び来場者対応を妨げない配置とすること。

・制作又は調達に先立ち、JNTOが定める規定及び基本パッケージの内容を確認し、装飾物の仕様、数量、寸法及び配置を記載した設営計画並びに掲示物のデザイン案を委託者及び連携先に提出し、承認を得ること。なお、装飾に生地を使用する場合は、日本防炎協会認定の防炎ラベル付き完

成品を納入のこと。ラベル無しの原反（生地）のみの納入や、後付けは不可とする。
・受託者は、装飾物及び備品等の会場への搬入、設営、開催期間中の維持管理、終了後の撤去及び搬出を行うこと。
・設営は主催者が指定する時間内に完了し、開催前に設置状況及び安全性を確認すること。
・固定方法、電源の使用及び撤去方法等は、JNTO及び会場が定める規定に従うこと。撤去後は、借用した備品等を返却し、出展スペースを原状に復すること。
・見積書には、装飾物及び追加手配する備品等の品目、仕様、数量、単価及び金額を記載し、制作又は借用に係る費用、搬入・設営・撤去・搬出費その他本項の履行に必要な費用を含めること。基本パッケージに含まれる備品等の費用を重複して計上しないこと。
・具体的な仕様及び配置は、提案上限額の範囲内で委託者及び連携先と協議し、承認を得た上で確定すること。

④ ブース対応人員（通訳）等の手配
・旅行博の開催期間中は、出展ブース対応人員を１名以上配置し、委託者職員を含む２名以上の体制でブース対応を行うこと。
・ブース対応人員には、日本語及び英語による対応が可能であり、かつ、展示会における通訳業務を遂行するために必要な能力を有する者を配置すること。
・旅行博の運営責任者を１名配置すること。運営責任者は、原則として、全日程を通じて同一の者とする。なお、運営責任者は、ブース対応人員（通訳）を兼ねることができるものとする。
・運営責任者及びブース対応人員は、日本在住者又は現地在住者のいずれでも可とする。なお、日本からの渡航費その他現地滞在に必要な費用を見込み、宿泊が必要な場合は、食事代を含まないものとすること。
・業務時間は、旅行博の主催者が公表する開催時間を踏まえて見込むこと。

⑤ ブースの運営
・来場者をブースに誘導する工夫を提案すること。
・来場者を、委託者及び連携先が指定するランディングページへ誘導するために必要な対応を行うこと。なお、ランディングページに遷移するQRコード等を記したパンフレットは、委託者又は連携先が受託者に提供する。
・ランディングページへの遷移者数の測定は、連携先が行い、受託者に共有するものとする。

⑥ パンフレット及びノベルティ等の輸送
・ブースにおいて配布し、又は使用するパンフレット、ノベルティ等を、日本国内の集約場所から現地まで輸送すること。
・想定輸送量は総量80kg程度を見込むこと。
・業務には、次に掲げる内容を含むこと。
（ア）国内集約場所から海外への輸送
（イ）現地での通関対応（現地における通関手数料、関税等の費用を見込むこと。）
（ウ）現地保管場所の確保及び保管費用
（エ）現地の保管場所から会場までの輸送に係るスケジュール及び管理方法を提案すること。
（オ）紛失、破損、輸送遅延等のリスク対策を講じること。

⑦ 委託者の渡航及び現地滞在に係る手配
・受託者は、委託者職員１名の渡航に係る手配を行うこと。
・日本国内における発着空港は、原則として中部国際空港とし、空港諸税、燃油特別付加運賃等を含む旅行博開催地の最寄り空港までの往復航空券を手配すること。なお、航空券の座席区分は、エコノミークラスとする。
・日本国内における発着空港が中部国際空港以外となる場合は、名古屋駅から当該発着空港までの交通費（新幹線その他の交通機関の利用に係る費用を含む。）を見込み、渡航費として見積書に計上すること。

・現地における宿泊及び移動その他必要な手配を行うこと。なお、旅行博開催日の前日に現地入りする４泊５日の行程を前提とすること。
・委託者の宿泊については、食事代を含まないものとする。
・宿泊先は、治安及び利便性等を考慮して選定すること。宿泊先が会場から徒歩圏外（おおむね1km以上）にある場合は、旅行博の開催期間中並びにその前後における宿泊先と会場との間の移動に要する費用を見込み、必要な手配を行うこと。
・現地空港と宿泊先との間の往復移動に要する費用を見込み、必要な手配を行うこと。
・政治情勢、災害、感染症、入国規制等により予定の変更その他の対応が必要となった場合は、委託者及び連携先と協議した上で、柔軟に対応すること。

⑧ 出展に係る連絡調整
・前各号に掲げる出展関連業務を実施するため、主催者（JNTO又はJNTOから委託を受けた事業者をいう。）、委託者、連携先その他の関係者との間で必要な連絡調整を行うこと。

⑨ 業務実施体制
・本事業の実施に当たっては、委託者及び連携先との協議並びに主催者との連絡調整等を迅速に行える体制を整えること。
・本業務を統括する業務実施責任者を１名配置すること。
・業務実施責任者は、旅行博に従事する者を適切に指揮監督し、業務を遂行させること。
・業務実施責任者は、主催者その他の関係者との折衝及び連絡調整を、あらかじめ委託者及び連携先と協議した上で行うこと。
・業務実施責任者は、委託者及び連携先と緊密に連絡を取り、業務を遅滞なく遂行するために必要な人員及び実施体制を確保すること。
・業務実施責任者は、ブースの運営その他の業務を安全かつ円滑に実施するため、必要な管理を行うこと。
・受託者は、委託者から経費、事業内容その他本業務に関する報告を求められた場合は、速やかにこれに応じること。
・受託者は、やむを得ない事由がある場合を除き、業務期間中に業務実施責任者を変更してはならない。
・受託者は、契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名その他必要な事項を委託者に通知すること。

４．実施報告書の提出

受託者は、本事業の完了後、次に掲げる内容を含む事業実施報告書を所定の仕様により作成し、５．に定める履行期限までに委託者及び連携先に提出すること。

① 内容
・事業概要（写真等を用いること）
・出展ブース数及びブース来場者数（来場者の属性別）
・事業実施による効果、成果
・パンフレットの配布数
・その他委託者及び連携先が指示したもの

② 仕様
・A4版カラー簡易製本　２部
・電子データ　一式

③ 提出先
一般社団法人 中央日本総合観光機構マーケティング部
E-mail: info@go-centraljapan.jp

５．履行期限

2027年1月29日（金）まで

６．期待する効果

①アウトプット指標

出展回数：1回

②アウトカム指標（参考）

・事業終了後１年目

パンフレットからWEBページへの遷移数：100名以上

・事業終了後２年目

パンフレットからWEBページへの遷移数：100名以上

７．その他

① 受託者は、本事業に関して知り得た秘密を厳重に管理し、第三者に開示し、若しくは漏えいし、又は本事業の遂行以外の目的に使用してはならない。

② 受託者は、本事業において取り扱う個人情報を適切に管理すること。

③ 受託者は、著作権、特許権その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となるものを使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

④ 本事業の履行により生じた成果物に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、委託者及び連携先に帰属するものとする。

⑤ 受託者は、本事業の履行に当たり第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

⑥ 受託者は、委託者及び連携先と緊密に連絡調整を行うこと。作業内容又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、委託者及び連携先と協議し、その指示に従うこと。

（添付様式）

入札参加意思表明書

年　　月　　日

一般社団法人中央日本総合観光機構　様

住所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

2026 年 11 月 5 日付で公告された下記事業に係る企画競争入札について、参加の意思を表明いたします。

なお、本企画競争の公告に定められた入札参加資格を満たしていることを誓約いたします。

また、一般社団法人中央日本総合観光機構が日本政府観光局に申し込んだ New York Travel & Adventure Show（NYTAS）への出展について、出展者として選定されなかった場合には、本入札は中止又は無効となることに同意いたします。

業務名：米国市場向け誘客事業「海外展示会」